

1 認可保育所指導検査の概要について

(1) 指導検査の根拠等

東京都（以下「都」という。）では、児童福祉法第46条に基づき、認可保育所に対して、児童福祉法第45条第1項の規定に基づき定められた基準等（※）の実施状況が適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・指導等を行う「指導検査」を実施しています。

指導検査では、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般等を把握するため、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの関係法令の適合状況についても確認します。

※東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）、保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日付9福子推第1047号）等

また、指導検査の実施に当たり、「児童福祉施設等指導検査実施要綱」において、検査に必要な事項を定めているほか、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、毎年度、指導検査の重点項目を掲げる「保育施設指導検査等実施方針」並びに指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した「保育所指導検査基準」を定めています。

指導検査の実施要綱、実施方針及び検査基準については、東京都福祉保健局のホームページにおいて、直近のものを確認することができます。

東京都福祉保健局のホームページ (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)

>福祉保健の基盤づくり（ページ中段）

>社会福祉法人・施設等の指導検査（ページ中段）

>指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票

> 8 社会福祉法人・施設等指導検査基準

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 <略>

3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第46条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(2) 新制度における保育所の指導検査

子ども・子育て支援法の施行に伴い、認可保育所が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けます。区市町村は、子ども・子育て支援法第14条に基づき、特定教育・保育施設に対し、区市町村条例で定めた基準等の実施状況について、指導検査を実施します。

このため、平成27年4月1日以降、保育所は、児童福祉施設の認可保育所として都の指導検査を受けるほか、特定教育・保育施設として区市町村の指導検査を受けることになりました。

【参考】子ども・子育て支援法に基づく指導検査の根拠法令等 ※14条は指導、38条は監査の規定

子ども・子育て支援法

第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者(略)に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 <略>

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一及び二 <略>

三 保育所 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県(略)の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(略)を提供しなければならない。

3から5まで <略>

第38条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者(略)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、(略)出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

[国通知]子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監督について（平成27年12月7日府子本第390号、27文科第1135号、雇児発1207第2号）

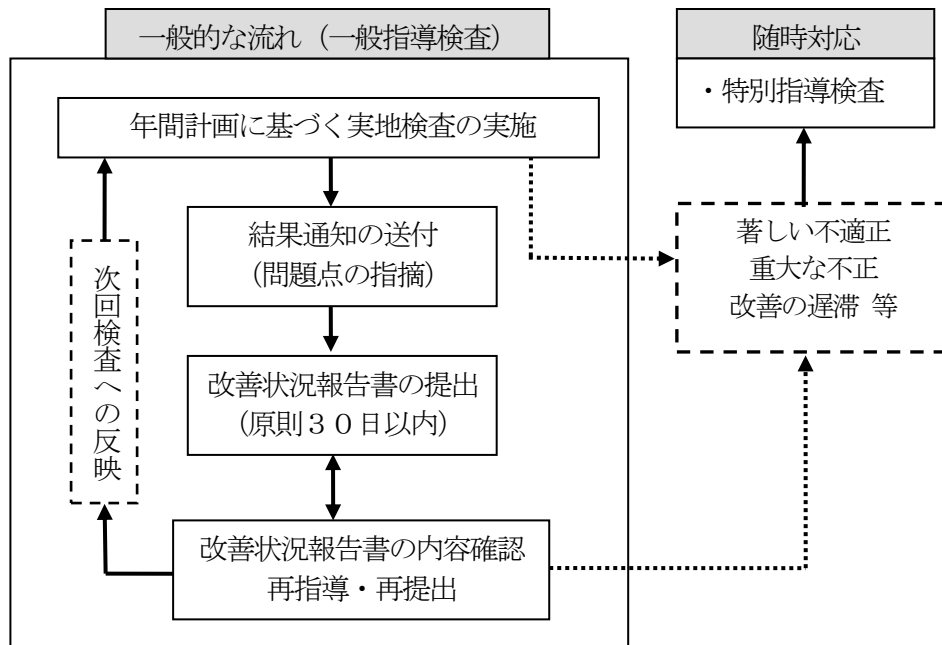
【参考】子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）



(3) 認可保育所に対する指導検査の流れ

認可保育所に対する都の指導検査の流れは、下記のとおりです。

なお、指導検査に当たっては、福祉サービス第三者評価制度と連携して実施しています。



(4) 令和3年度一般指導検査等の重点項目（「令和3年度保育施設指導検査等実施方針」より）

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

認可保育所備付帳簿(民設民営)

【運営管理】

1	事業計画書	15	給与（賃金）台帳
2	事業報告書	16	社会保険・雇用保険関係書類
3	管理規程（保育所運営規程等）	17	源泉徴収税関係書類
4	業務分担表	18	労働条件通知書（雇用契約書）
5	職員会議録	19	職員健康診断記録
6	就業規則（給与規程等を含む。）	20	研修関係書類
7	職員履歴書	21	業務日誌（園・施設日誌）
8	資格証明書	22	児童福祉施設設置認可書（内容変更含む。）
9	労働者名簿	23	消防署関係書類
10	勤務割（ローテーション）表	24	避難・消火訓練記録
11	出勤簿（タイムカード）	25	建物設備関係書類
12	超過勤務命令簿	26	退職金関係書類
13	年次有給休暇整理簿	27	直近の平面図
14	出張命令簿		

【保育内容】

1	児童名簿	18	食品材料発注書（控）
2	入所関係書類	19	食品納入書
3	延長保育利用者名簿	20	栄養出納表
4	全体的な計画	21	検食簿
5	長期的指導計画	22	在庫食品受払い簿
6	短期的指導計画	23	調理・調乳担当者の検便検査結果票
7	個人別指導計画（0～3歳未満児）	24	調理・調乳担当者の健康チェック記録
8	保育所児童保育要録	25	調理室の衛生管理の自主点検記録
9	児童出欠簿	26	調理業務委託契約書（仕様書を含む。）
10	保育日誌	27	栄養管理報告書（特定給食施設）
11	児童票	28	児童健康診断記録
12	保護者への案内（園だより・入園のしおり）	29	生活管理指導表（アレルギーに関する医師の指示書）
13	連絡帳	30	保健計画
14	緊急連絡表	31	保健日誌
15	食育計画	32	0歳児の日々の健康記録
16	食事献立表（予定献立・実施記録）	33	事故簿
17	給食日誌	34	損害賠償保険証書

認可保育所備付帳簿(民設民営)

【会計経理】

1	経理規程	14	財産目録
2	仕訳伝票	15	附属明細書
3	仕訳日記帳		ア 借入金明細書
4	総勘定元帳		イ 寄附金収益明細書
5	補助簿		ウ 補助金事業等収益明細書
	ア 現金出納帳		エ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
	イ 小口現金出納帳		オ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金） 残高明細書
	ウ 利用料徴収簿		カ 基本金明細書
	エ 職員等実費徴収金徴収簿		キ 国庫補助金等特別積立金明細書
	オ 固定資産管理台帳		ク 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形 固定資産）の明細書
	カ 必要に応じ作成する補助簿		ケ 引当金明細書
6	月次報告書（試算表等）		コ 拠点区分資金収支明細書
7	証憑書類（契約書、請書、納品書、 請求書、領収書等）		サ 拠点区分事業活動明細書
8	寄附申込書、寄附領収書		シ 積立金・積立資産明細書
9	委託費・補助金請求書	ス サービス区分間繰入金明細書	
10	サービス推進事業補助関係書類	セ サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書	
11	予算書・予算対比書・積算内訳	ソ 現金・預金明細書	
12	預金通帳、小切手帳	タ 未収金明細書	
13	計算書類	チ 未払金明細書	
	ア 拠点区分資金収支計算書	ツ 預り金明細書	
	イ 拠点区分事業活動計算書	テ その他必要に応じ作成する明細書	
	ウ 拠点区分貸借対照表	16 預金残高証明書	
エ 注記（拠点区分用）	17 借入金残高証明書		